

暮らしのお知らせ

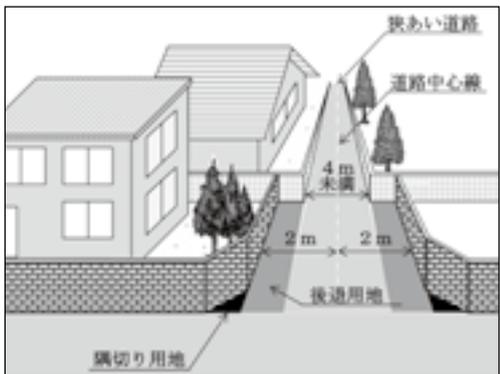
狭あい道路拡幅整備事業

安全なまちづくりのために

道幅が4メートル未満の「狭あい道路」に面した敷地で建築行為を行う場合は、道路の中心から2メートルの範囲まで敷地を後退させなければなりません。

道路から後退した用地を寄付してもらった場合、測量、分筆、道路整備などを市が行います。

対象市が所有する幅員4メートル未満の道路に面した敷地の所有者(条件があります)で、直



接または電話で建築住宅課市役所5階 ☎20・1564へ相談してください

市が行う業務は測量、分筆、登記

隅切り用地の買い取り、後退した用地の道路整備

申し込み方法は建築住宅課にある

申込用紙に必要な書類を添付し同

課へ

※くわしくは同課へ。

極左暴力集団のアジト

発見にご協力を

県警では、テロ・ゲリラ事件を引き起こす極左暴力集団のアジト摘発に向けた取り組みを行っています。極左暴力集団は、善良な市民を装いマンションやアパートに潜んでいます。発見には皆さんの協力が不可欠です。身の回り「何か変だな」と少しでも思っ

とがあったら、迷わず110番または成田警察署 ☎27・0110へ連絡してください。極左暴力集団には次のような特徴があります。○入居早々、ドアや窓の鍵の取り替え、補強をしている

○単身または夫婦だけのはずなのに、ひそかに複数の人が出入りしている

○昼間でもカーテンをして部屋の中が見えないようにしている

○早朝・深夜など人目がない時に外出している

○部屋へ出入りする際、異常に周囲を気にしている

○近隣の住民と接しないようにしている

※くわしくは成田警察署へ。

違反建築防止週間

完了検査を受けましょう

建物を建てる場合は、建築基準法で定める基準を守り、所定の手続きを行った上で適正に工事を進めなければなりません。また、工事完了後は完了検査を受けましょう。

10月15日(金)～21日(木)は違反建築防止週間です。この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談しましょう。

※くわしくは建築住宅課 ☎20・1564へ。

不動産鑑定士による無料相談会

専門家が応じます

日時 10月13日(水) 午前10時～午後4時

会場 市役所1階ロビー

内容 不動産の価格・賃料・権利関係など

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは千葉県不動産鑑定士協会 ☎043・222・5795へ。

3R推進月間

循環型社会を目指して

3R(スリーアール)とは、ごみを減らす「Reduce」、使える物を再利用する「Reuse」、資源を再生利用する「Recycle」

の頭文字を取った言葉で、環境に負担をかけない循環型社会のキーワードです。「買物にマイバッグを持参する」「詰め替え容器に入った製品を選ぶ」「分別回収に協力する」など環境に優しい生活を心掛けましょう。

※くわしくはグリーン推進課 ☎20・1530へ。

行政相談週間

気軽に意見や要望などを

10月18日(月)～24日(日)は行政相談週間です。国から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関などの仕事について意見や要望を聴き、その解決の促進を図ります。

また、市では毎月、行政相談委員と人権擁護委員による「もめごと・なやみごと・苦情相談」を実施しています。秘密厳守で応じますので、気軽に利用してください。

日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(15ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室 ☎20・1507へ。

不正軽油

製造・販売・使用は犯罪です

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、市民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため「買わない」「売らない」「使わない」を合言葉に、販売や使用の防止にご協力をお願いします。

※くわしくは佐倉區税事務所(☎043・483・1116)へ。

安全で安心なまちづくり旬間

犯罪被害に遭わないために

10月11日(月)～20日(水)は安全で安心なまちづくり旬間です。現在、自主防犯活動などの取り組みによ

り犯罪発生件数は減少しています

が、高齢者を狙った「電話詐欺」や自動車盗難などは増加しています。一人一人が防犯意識を高め、被害を防ぎましょう。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

10月1日は浄化槽の日

定期的な点検・清掃を

浄化槽の機能を發揮させるためには維持管理が大切です。浄化槽を使用している人には、次のことが法律で義務付けられています。

○保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上)

○清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可

業者による清掃(年1回以上)

○法定検査：正常に機能しているかを確認するための県浄化槽検査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、合併処理浄化槽の設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

野焼きの禁止

周辺環境への配慮を

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。

また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住

民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺地域の生活環境に影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

イノシシ対策一斉刈払い月間

被害を減らすために

10月はイノシシ対策一斉刈払い月間です。耕作放棄地はイノシシのすみかとなる恐れがあるため、定期的に草刈りを行うなど適切な管理をしましょう。

※くわしくは県印旛農業事務所企画振興課(☎043・483・1129)へ。

幼児教育・保育の無償化

利用料の一部を支給

対象Ⅱ幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている児童の保護者

対象となる利用料Ⅱ7～9月分の

利用料

請求書配布場所Ⅱ保育課(市役所2階)、各幼稚園、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page013_5_00008.html)

申請方法Ⅱ10月29日(金)当日消印有効)までに、請求書、領収書、提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ。

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

介護版なりた手当

職員への支援を行います

市では、介護サービス事業所で中心的役割を担う介護職員を支援するため、一定の要件を満たす人を対象に、介護版なりた手当を支給します。詳細は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page013_1_00049.html)を確認してください。

支給額Ⅱ就業年数(1～9年)に応じて2～10万円

※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。

市長日誌



9月1日(水)～15日(水)

1日	議会運営委員会 定例記者会見
3日	9月定例市議会開会(～30日) 全員協議会
7日	市議会一般質問(～10日)
8日	東京オリンピック金メダリスト 橋本大輝選手表敬訪問・市民栄 誉賞授与式
13日	新市場整備・輸出拠点化等調 査特別委員会 建設水道常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策 本部会議
14日	空港対策・機能強化等推進特別 委員会 教育民生常任委員会
15日	経済環境常任委員会 JR成田駅西口・赤坂センター 地区整備調査特別委員会



橋本選手を迎える(8日)

転入・転出・転居

住所が変わったら
手続きを

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなどを持ってき

ハロウィンジャンボ宝くじ

10月22日(金)までハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニが販売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。近くの宝くじ売り場で購入してください。なお、令和2年度は1,073万6,000円が市に交付されました。

てください。

外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

日曜日も受け付けています

市民課では、毎週日曜日も各種届け出を受け付けています。受け付けできる届け出の種類は同課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

※くわしくは同課へ。

全国労働衛生週間

職場環境を見直そう

10月1日(金)～7日(木)は全国労働衛生週間です。

労働者の健康管理や職場環境の改善などを行い、職場の労働衛生意識を高めましょう。

※くわしくは千葉労働局健康安全課(☎043・221・4312)へ。

駅前放置自転車

安全に通行するために

11月30日(火)まで駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施され、

啓発活動や放置自転車などの撤去活動が行われます。

放置された自転車は道幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、高齢者や障がい者などの安全な通行を妨げます。また、災害時の消火・救助活動や避難の障害にもなります。

短時間でも公共の場所に自転車を置いて離れる場合は、放置自転車となりますので注意しましょう。
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

印旛沼浄化推進運動月間

できることから始めよう

10月は印旛沼浄化推進運動月間です。

- 皆さんも家庭でできる浄化対策を心掛けましょう。
- 調理くずなどを流さないよう、ろ紙袋などを使う
- 食器や鍋の油污れは、布・紙などで拭き取ってから洗う
- 風呂の残り湯は、洗濯や植木の水まきなどに再利用する
- せっけんや洗剤を使い過ぎない
- 側溝や路面を清掃する
- くみ取りや単独浄化槽は、早い

に合併処理浄化槽などに切り替え、定期的に清掃や点検を行う
※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

医療費通知

10月下旬に送付します

市では、国民健康保険に加入している人に、10月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。これは、4～7月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

医療費通知は、確定申告の際に医療費控除の添付資料として使用できます。

添付する際の注意点については医療費通知の裏面で確認してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

水道料金の納付

口座振替が便利です

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めしています。利用する場合は、次のいずれか

の方法で手続きしてください。

- 水道料金徴収事務委託先のウェアリア・ジェネッツ(株)(☎22・8880)へ連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項を書いて返信用封筒で送付
- 通帳、金融機関の届け出印、お客さま番号が分かる水道料金の領収書などを持って市内の金融機関または郵便局へ

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

農業者年金

加入しませんか

農業者年金は、農業者の老後所得の充実を図るための公的年金制度です。自分で積み立てた保険料と、その運用益によって年金額が決まる積み立て方式で、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

対象 Ⅱ20～59歳の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している人
保険料(月額) Ⅱ2万～6万7,000円

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。